

Enterprise RA 利用特約

サイバートラスト株式会社(以下「当社」という。)、加入者および証明書発行依頼者(当社が加入者に対して提供する本サービスを通じ、自らの証明書の発行の申請を加入者へ委託する法人または個人事業主を意味する。以下同じ。)とは、当社が加入者に対して提供する Enterprise RA サービス(以下「本サービス」という。)を利用した証明書発行依頼者のための DigiCert SSL/TLS 証明書(暗号方式、署名方式および鍵長の別を問わず、サイバートラストが提供する DigiCert の ITU X.509 v.3 の SSL/TLS 証明書の全商品をいう。以下同じ。)の発行に関して、以下のとおり合意をする(以下「本特約」という)。

(証明書発行依頼者のための証明書の発行)

第 1 条 証明書発行依頼者は、加入者に対して、本サービスを通じた DigiCert SSL/TLS 証明書の発行を依頼し、加入者はこれを受託する。

2. 当社が加入者との間で締結した「Enterprise RA 利用約款」(以下「本約款」という。)の規定にもかかわらず、当社は、証明書発行依頼者が、DigiCert SSL/TLS 証明書を申請し利用する場合においては当社が定める「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」および「Registration Practices Statement (登録局運用規程) (以下、「RPS」という。))」(これらをあわせて「DigiCert 加入契約等」という。)の内容をすべて了解し、かつこれに同意することを条件に、加入者が、証明書発行依頼者のために、加入者の手続き担当者が設定したアカウントを通じて、本サービスを利用した DigiCert SSL/TLS 証明書(以下単に「証明書」という場合は DigiCert SSL/TLS 証明書をいう。)の発行を申請することを承諾する(以下「本承諾」という。))。
3. 証明書発行依頼者は、当社または加入者から本加入契約書等の交付を受け、その内容を了解したことを表明するとともに、本加入契約書等に規定される加入者の役割、義務および責任の履行を含め、本加入契約書等のすべての条項に同意する。
4. 加入者は、証明書発行依頼者に対し自己の責任において本特約の各条項を遵守させなければならない。
5. 加入者は、証明書発行依頼者の行為(本特約違反の行為を含むが、この限りではない)についても、当該証明書発行依頼者と連帯して、当社に対して直接責任を負う。
6. 加入者は、当社の本ウェブサイト上に設けた本サービスの利用申込フォームにおいて、証明書発行依頼者のために証明書発行依頼者に関する本特約第 3 条第 1 項に定める本件審査の開始を意図して所定事項の入力するに先立って本特約に同意し、かつ自らが当該同意をしていることおよび証明書発行依頼者が本特約に同意していることを利用申込フォームに設けられた所定の方法により表明しなければならない。なお、当社は、本特約第 3 条第 1 項に定める本件審査を証明書発行依頼者に対して行うに当たり、証明書発行依頼者が本特約に同意していることについての確認を行い、また証明書発行依頼者に対して当該同意がある旨を証する書面の交付を請求することができる。

(特約の変更)

第2条 加入者および証明書発行依頼者は、当社が、事前に加入者および証明書発行依頼者に対して通知することなく、本特約を改訂する場合があることを予め了承するものとする。その場合、改訂後の本特約は、当該特約が本ウェブサイトに掲載されたとき、または当社が本ウェブサイトにて改訂後の本特約の効力発生日を指定したときの当該指定日のいずれか遅い時期の到来をもって効力を生ずるものとする。なお、本特約を改訂した場合には、その都度本ウェブサイトでその旨および改訂内容を告知する。

(審査)

第3条 当社は、加入者の実在性、ドメイン名を使用する権利および加入者の証明書の申請意思の確認の審査(以下これらの審査を総称して「本件審査」という)に加えて、証明書発行依頼者に対しても本件審査を実施する。なお、証明書発行依頼者の本件審査についても1年に1度の実施とし、かかる審査を経た上で、当社は、証明書発行依頼者の本サービス利用を通じた証明書の利用の許否を判断する。なお、当社は、かかる許否の判断に際して、当社が必要と認める場合には、証明書発行依頼者に対して追加資料および/または情報の提供を依頼することができる。この場合、証明書発行依頼者は、当社に対してかかる追加資料および/または情報を速やかに提供するものとする。

2. 証明書発行依頼者は、本件審査のために当社に提供した情報をすべて加入者にも提供するものとする。当社は、前項の審査の結果を加入者にも通知するものとする。
3. 当社が、前項に記載の審査を経た上で、証明書発行依頼者に対する第1項に定める利用の許否につき判断した場合には、加入者および証明書発行依頼者に対してその決定内容を電子メールその他の方法で通知するものとする。加入者による証明書発行依頼者のための証明書の発行申請は、証明書発行依頼者に対する本サービスの提供を承諾する旨の通知を当社から加入者および証明書発行依頼者が受領したときから可能となる。なお、当社による判断はすべて当社の裁量に委ねられるものとし、加入者および証明書発行依頼者のいずれも、当社がいかなる理由により当該加入者に対して本サービスの提供を拒否した場合であっても、当社に対して、当該拒否に基づく損害賠償その他一切の請求をすることはできないものとする。
4. 証明書発行依頼者は、証明書発行依頼者が第1項の審査時に提供した情報に変更が発生する場合には、遅滞なくその旨および変更後の情報を当社および加入者に対して通知するものとする。

(証明書発行申請)

第4条 前条の本件審査の結果、当社が、加入者による本サービスを通じた証明書発行依頼者に対する証明書の発行を認めた場合には、加入者は、自らの責任において、自らの手続き担当者に証明書発行依頼者に関する申請情報を提出させ、かつ証明書発行依頼者のオペレーターに代わる自らのオペレーターをして、証明書発行依頼者の申請情報が正しいことを善良なる管理者の注意義務をもって確認させた上で、当社に対して、オペレーター用ウェブサイトを通じて、証明書発行依頼者のために、証明書の発行または失効を依頼する。

(当社の再審査義務の不存在)

第5条 当社は、加入者の手続き担当者からの証明書発行依頼者に関する申請に含まれる情報の真正および正確性については、これに対する加入者のオペレーターの判断に依拠することができ、かつかかる判断に基づき証明書を発行または失効することができる。加入者のオペレーターの判断に基づき証明書を発行または失効したことによって、証明書発行依頼者、加入者、加入者の手続き担当者、加入者のオペレーター、信頼当事者その他の関係当事者に何らかの損害が

発生したとしても、当社はその損害を賠償する義務がないものとし、これは、当社が加入者の手続き担当者からの申請に含まれる情報の真正および正確性について、真実を知りまたはこれを知り得べき場合であったとしても何ら変わりがないものとする。

(証明書発行依頼者情報の保有)

第6条 当社が本サービス提供の過程でまたはこれに関して証明書発行依頼者から入手した情報(かかる情報に加えて、オペレーター用ウェブサイトを通じて加入者のオペレーターから入手した証明書の発行または失効依頼それ自体も含まれる。)および当該証明書発行依頼者に対して発行された証明書自体については、当社は、当社の監査証跡を保管する目的で、本約款が期間の満了により終了し、または本約款が解除された後、あるいは本特約が解除された後もこれを利用、保管することができるものとする。

(免責)

第7条 証明書発行依頼者は、証明書発行依頼者による以下のいずれかの事象に基づき、当社、信頼当事者またはその他の第三者に損害が発生した場合には、かかる損害を被った当社、信頼当事者またはその他の第三者を免責するとともに、これらの者が被った損害のすべてを賠償するものとする。

(1) 本特約、本加入契約書等、またはマニュアルの違反またはその違反に基づく証明書の利用。

(2) 本加入契約書等に基づき、直ちに当社に連絡して証明書の失効を請求しなければならない場合であったにもかかわらず、それを怠ったこと。

2. 前項の規定は、加入者が当社との間で締結した本約款第13条に基づく加入者の損害賠償義務を何ら修正または妨げるものと解釈されてはならない。

(利用料金)

第8条 本特約に基づき発行された証明書の利用料金その他の料金は、別途証明書発行依頼者と加入者との間で合意した条件に基づき、証明書発行依頼者から加入者に対して支払われるものとする。なお、証明書発行依頼者から支払われる証明書の利用料金については、加入者と当社が本約款に基づき合意した範囲内で、加入者は当社に対して支払うものとする。

2. 本約款第10条第2項の規定は、本特約にも準用するものとする。なお、証明書発行依頼者は、本約款についても当社または加入者からその提供を受け、内容を認識していることを表明する。

(契約期間)

第9条 本特約の有効期間は、加入者が当社の本ウェブサイト上に設けた本サービスの利用申込フォームにおいて、証明書発行依頼者のために証明書発行依頼者に関する本特約第3条第1項に定める本件審査の開始を意図して所定事項の入力を完了した時点から、当社と加入者との間で締結した本約款の有効期限(本約款が更新される場合にはその更新期間を含むが、本約款が解除された場合には当該解除の効力発生時)までとする。ただし、本特約に基づき、証明書発行依頼者が、加入者に対して、本サービスを通じた証明書の発行を依頼することができるのは、証明書発行依頼者の本サービス利用を通じた証明書の発行の許諾がなされてから1年(ただし、その期間満了までに本約款の有効期限が到来した場合には、当該有効期限まで。以下更新の場合も同様とする。)とする(以下この期間を「発行依頼可能期間」という)。なお、本約款が更新された場合の発行依頼可能期間は、更新期間中に再度証明書発行依頼者の本件審査を経た上で、当社が証明書発行依頼者の本サービス利用を通じた証明書の発行の許諾を通知した日から起算して1年とし、その後も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず当社が本件審査の結果、証明書発行利用者による本サービスの利用を拒否する場合、本特約第3条第3項に基づき当社より拒否を通知する電子メールが発信された時点で本特約は解除されたものとみなすことに加入者および証明書発行依頼者は同意する。

(責任の制限)

第10条 証明書発行依頼者は、加入者に対する証明書の発行依頼が、加入者と当社との間で締結した本約款に基づく本サービスを利用したものであることに鑑み、当該発行依頼は、いずれも本約款の制約(本約款第15条ないし第18条の規定を含むがこれらに限られない。)にも服するものであることを了承するものとする。なお、当社は、証明書発行依頼者に対する証明書の発行が、証明書発行依頼者の意図する利用目的に合致することを保証しないものとする。

(本特約の解除)

- 第11条 当社は、以下のいずれかの事情が発生した場合には、何らの通知を要さずして本特約を解除するとともに、本承諾を撤回し、以後加入者からの証明書発行依頼者のための証明書発行申請を拒絶することができるものとする。
- (1) 証明書発行依頼者が本特約、本加入契約書等のいずれかに違反し、その違反の是正を求めた通知を送付した後、7日間を経過した後も、違反が是正されなかった場合。
 - (2) 当社または証明書発行依頼者に対して破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続の開始決定がなされまたは当社または証明書発行依頼者に対する任意整理手続が着手されたとき。
 - (3) 証明書発行依頼者がその法人名または個人事業主の氏名、およびドメイン名のいずれかまたはその両方を変更したとき。
 - (4) 証明書発行依頼者に「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」に規定される契約解除事由のいずれかが発生したとき。
 - (5) 本約款が期間満了により終了または解除されたとき。
2. 証明書発行依頼者は、本条に基づき当社が本特約を解除した場合であっても、当社に対して、この解除に基づく損害賠償を請求する権利を、予め一切放棄するものとする。ただし、当社が「RPS」に準拠した証明書の発行を行わなかったことに基づき発生した損害がある場合については、適用ある「RPS」に記載の限度で責任が制限されるものとする。
 3. 本特約が期間満了により終了または解除された場合であっても、「RPS」の各規定は依然として有効に存続することを加入者、当社および証明書発行依頼者は認識し、かつ承認するものとする。
 4. 本特約が期間満了により終了または解除された場合には、証明書発行依頼者の申請に基づき、当社は既に証明書発行依頼者のために発行した証明書を失効させることができる。この場合であっても、当社は加入者および証明書発行依頼者のいずれに対しても、既に発生した料金の支払を免除せず、かつ支払を受けた料金の返還をしないものとする。
 5. 本特約が期間満了により終了または解除された場合、既に加入者の手続き担当者から発行の申請がなされていた証明書については、当該証明書に関する料金未払いのときには、かかる申請は自動的に失効し、料金既払いのときには、かかる申請は依然として有効なものとして、発行手続が行われるものとする。なお、本条項における料金未払いまたは既払いの判断基準は、証明書発行依頼者の加入者に対する支払の有無に関わらず、加入者から当社に対して支払われた時期をもって基準とする。
 6. 本特約が期間満了により終了または解除された場合であっても、第6条(証明書発行依頼者情報の保有)、第7条(免責)、第10条(責任の制限)、第11条(本特約の解除)第2項ないし

第6項、第12条(定義)および第14条(準拠法および裁判管轄)の規定は依然として有効に存続するものとする。

(定義)

第12条 本特約で特段の定義がなされていない用語であって、本約款、本加入契約書等で定義されている用語については、本約款、本加入契約書等で定義されているものと同じ意味を有するものとする。

(本約款等の効力)

第13条 本特約で特段の明記がない限り当社と加入者との間で合意した本約款、本加入契約書等およびその他の契約に基づく合意の効力には何ら影響を与えないものとし、また本特約で明記がある場合であっても、その明記がある範囲内のみにおいて、本特約の規定が本約款に優先して適用されるものとする。

(準拠法および裁判管轄)

第14条 本特約は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈適用されるものとする。

2. 本特約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、同裁判所により解決されるものとする。

(協議)

第15条 本特約に規定のない事項については、加入者、証明書発行依頼者および当社との間で、信義に基づき誠実に協議の上決するものとする。

2019年4月1日発効

[以下余白]